

後期高齢者
医療保険料

介護保険

国民健康
保険税

町県民税

所得税

税の申告はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358
加古川税務署 ☎079 (421) 2951



2月16日(火)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(火)までに申告してください。
2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

所得 税

サラリーマンなど給与所得の方
《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

- ① 給与の収入額が20万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

- ① 平成27年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホ

- ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)
- ※詳しくは税務署までお問い合わせください。

必要書類など

- ・申告書と印鑑(申告書は会場にもありますが、国税庁ホームページで作成すると便利です。P4参照)
- ・社会保険料、医療費の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・給与、年金の源泉徴収票
- ・銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)
- ・寄附金受領証明書など

※ふるさと納税の寄附金控除につきましては、確定申告をされる方はワンストップ特例制度を利用できません。

確定申告の際には寄附金受領証明書を必ず添付してください。

▼問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。
申告が必要な方

- ① 平成28年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方
 - ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
 - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)

平成27年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
・所得税がかからない方で、医療費控除などを受けようとする方

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町

申告受付会場の案内

- ▼場所 役場第2庁舎 3階第2会議室
- ▼期間 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)
- ▼受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特

注意事項

◎ 「おむつ」にかかる費用の医療費控除について
おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年日以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定を受けた方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当される方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる方
・以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けられた方(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方)
・介護保険の申請をされている方で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの方

◎ 障害者控除について
介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。
▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

に、初日から数日間混雑が予想されます

▼受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告(譲渡所得、不動産の売買及び株式などの売買による所得、事業所得、1年目、住宅借入金等特別控除、1年目、住宅耐震改修特別控除、青色申告、準確定申告、損失申告などの方は税務署で申告してください)

▼申告に際しての注意事項
医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)

加古川税務署からのお知らせ

▼問合せ

加古川税務署 ☎079 (421) 2951

加古川税務署の確定申告会場は、

「ニッケパークタウン本館1階(センタープラザ)

加古川市加古川町寺家町173-1」です

加古川税務署には、確定申告会場は設けていませんので、ご注意ください。

▼日程 2月2日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日・祝日を除く)

※ただし、2月21日(日)、28日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。

▼受付時間 午前9時～午後4時
(早めに相談受付を終了する場合があります)

※当会場では納税はできません。(納税については、下の「国税の納付手続き」についてのお知らせをご覧ください)

※確定申告会場へお越しの際には、添付書類や昨年の申告書類の控えを必ずご持参ください。また、「自身で医療費などの計算を済ませておく」とスムーズに申告が行えます。

※確定申告会場で事業所得、農業所得、不動産所得に係る確定申告書を作成される方につきましては、あらかじめ青色申告決算書または収支内訳書を作成したうえで、お越しください。



▲ニッケパークタウン(確定申告会場)

税理士による地区相談会のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

▼日程 2月18日(木)～19日(金)

▼時間 午前9時～正午、午後1時～3時30分
※正午から午後1時は税理士による相談は行っていません。

※受付は、混雑状況などにより早めに終了する場合があります。

▼場所 J A兵庫南かんき支店宮農研修室(加古川市東神吉町神吉1012-1)

▼内容 事業所得者、農業所得者、不動産所得者、年金所得者のための会場です。土地・建物や株式などの譲渡、贈与税、相続税の相談は行っておりません

申告書は、国税庁ホームページを利用して自宅で作成できます！ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 確定申告会場に向く必要なし！作成した申告書などは印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。
- 2 いつでも利用可能！確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！計算誤りのない申告書を作成することができ、前年データの利用可能！作成した申告書などデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。
- 4 前年データの利用可能！作成した申告書などデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

作成コーナー

検索

国税の納付手続きについてのお知らせ

振替納税を利用されていない場合

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は、**3月15日(火)**です。

平成27年分消費税及び地方消費税確定申告分の納期限は、**3月31日(木)**です。

※最寄りの金融機関または所管の税務署の納税窓口で納付してください。

振替納税を利用されている場合

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の口座振替日は、**4月20日(水)**です。

平成27年分消費税及び地方消費税確定申告分の口座振替日は、**4月25日(月)**です。

※ご指定の預貯金口座から振替納税の手続きを行いますので、前日までに納税額に見合う預貯金の準備をお願いします。

振替納税をぜひご利用ください

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税は、納期限までに預貯金口座振替依頼書を提出されることにより、振替納税を利用することができます。

※振替納税は、申告期限までに申告書を提出されない場合は利用できませんので、ご注意ください。

みんなの知恵を持ち寄って！行政懇談会

▼問合せ

企画グループ ☎079 (435) 0356

町長・幹部職員が地域に出向き、町の将来像である「まちがいきいききらめくはりま」の実現に向けて、まちづくりに関するご意見、ご要望などを直接住民の方からお聞きし、今後の町政に反映させることを目的に開催するものです。

テーマ「平成27年度予算」

古田西自治会

日時 平成27年11月25日

午後6時50分～8時

開催場所 古田西公民館

参加者 28人



自治 本年度の予算のなかで、南小学校舎増築事業があるが、増築しなければならぬほど児童が増えているのか
行政 現在、播磨幼稚園が満

杯状態であり、来年度以降、播磨南小学校への入学者が多くなる。教育委員会での今後の予測から、教室の不足が見込まれるため増築に踏み切った。浜幹線が開通し、その周辺で大規模な宅地開発が行われ、今後転入者の入園希望者が増える。播磨幼稚園においては、すでに教室が不足しており、遊戯室を区切って利用している状況であり、来年度、遊戯室建築のための用地を確保し、園の運営を図っていく

自治 この子どもたちを播磨小学校へ入学させることはできないのか
行政 町内でも幼稚園、小学校、中学校の校区が決まっている。南小学校区はレイクタウンもあり、校区外就学にも限度がある。また年度

自治 一時的に子どもが増えて校舎を増築したとしても、将来子どもが減って、結局廃校などになってしまったら無駄になる
行政 小学校は35人で1学級としており、これを超えれば2クラスにしなければならぬ。そのためには教室が必要になる。また既存の校舎も老朽化対策などで、年次的に改修しており、児童・生徒が整った環境で学べるように努めているのでご理解いただきたい。将来的に無駄にならないようにこの度策定している「人口ビジョン」や「総合戦略」の取り組みを進め人口を増やしていきたい
自治 小学校と中学校で校区が違う。古田の子どもだけ違う中学校に通うことになっている
行政 校区については、校区審議会の中で決定されているところ、その中で様々な検討を経た結果であると考える
自治 水田川の改修の進捗状況についてどのような状況か
行政 加古川土木事務所において説明会が近く地元の方に対し予定されている。概

要について説明すると、現在、山陽電車付近で工事が中断しているが、来年の中ごろまでには用地買収は完了する見込みである。工事期間においては、山陽電鉄の方から工事を行い、その後新幹線の工事と両方で数年はかかる。通常、県道から新幹線を越えたところまでの2工区から上流へと進めていくが、時間がかかるので、そこから明姫幹線までの3工区も並行し取り掛かる。クランク部分などは用地買収や工事を暫定的に行い、バイパスの工事はこれらの工事が完了した後に取り掛かる
自治 播磨町は子育てに力を入れていて、高齢者のことも考えてほしい。一人暮らしの地域での見守りなども考えられているが、足の確保も考えてもらえそう
行政 認知症予防など高齢福祉対策として新たな施策なども実施しており、高齢者の足の確保ということではコミュニティバスの導入についても検討中である。子育て施策ばかりということではなく、町の人口が増え、

